

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、そのと日)

目 次

◆規 則 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

規 則

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第三号

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
七号)の一部を次のように改正する。

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄中第八号を削り、第九号を

(一)とし、その前に(一)として次のように加える。

(二) 第十九条の六第二項の規定による診療報酬の支払の一時差止めの命令又は一時差止め  
別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄中第五号中(四)を(八)とし、(四)を第八号とし、第十号を第九号とする。

(三)とし、(三)の次に(四)から(八)までとして次のように加える。

(四) 第十九条の五第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(五) 第十九条の六第一項の規定による指定医療機関に対する報告の

要求又は診療録等の検査  
の委託

(六) 第十九条の六第一項の規定による診療報酬の支払に関する事務の

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄中第十三号を削り、第十二

号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六  
号の次に次の一号を加える。

(七) 身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三  
号)第二十四条の規定による補装具の交付の協議

別表第三婦人児童課の項中「婦人児童課」を「児童家庭課」

に改める。

別表第三特別医療課の項を削る。

別表第三生活安定対策室の項中「生活安定対策室」を「県民生

活課」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第六条第二項」を「

第四条第二項」に改め、「(石油に係るものを除く。)」を削り、(二)を

四とし、その前に(三)として次のように加える。

(二) 第七条第一項の規定による指定物資を標準価格等以下の価格で

販売すべきことの指示

別表第三生活安定対策室の項部長専決事項の欄第一号中(一)を(二)とし、  
その前に(一)として次のように加える。

(一) 第六条第二項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指  
示別表第三生活安定対策室の項部長専決事項の欄第二号中「第四  
条」を「第二条」に改め、「(石油に係るものを除く。)」を削

り、(三)を次のように改める。

(三) 第四条第四項の規定による壳渡しに関する裁定

別表第三生活安定対策室の項部長専決事項の欄に次の三号を加える。

四 家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十九号)第

四条第三項の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品

品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第四条第一項の規定によ

る表示事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示

五 消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号)第

十二条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製  
品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第八十五条第一項の規定

による特定製品の所有者等に対する特定製品を提出すべきことの命  
令

六 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)に基づく知事  
の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四十二条において準用する民法第五十六条の規定による仮理  
舗等の立入検査

事の選任

(二) 第四十三条第三項の規定による定款の変更の認可

(三) 第五十八条の規定による組合の設立の認可

(四) 第六十二条第二項の規定による組合の解散の認可

(五) 第六十三条第一項の規定による解散組合の継続の認可

(六) 第六十五条第二項の規定による組合の合併の認可

(七) 第九十五条の規定による組合に対する措置の命令、事業の停止  
の命令又は解散の命令

別表第三生活安定対策室の項課長専決事項の欄第一号を次のように改  
める。

一 国民生活安定緊急措置法施行令第四条第二項の規定により知事の

権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法第三十条第一項  
の規定による業務等に関する報告の要求又は営業所等の立入検査

別表第三生活安定対策室の項課長専決事項の欄第二号中「第四条」を  
「第二条」に改め、「(石油に係るものを除く。)」を削り、同号に(三)

として次のように加える。

(三) 第五条第二項の規定による倉庫等の立入検査

別表第三生活安定対策室の項課長専決事項の欄に次の三号を加える。

四 家庭用品品質表示法施行令第四条第三項又は第四項の規定により  
知事の権限に属するものとされた家庭用品品質表示法に基づく事務

のうち次に掲げるもの

(一) 第十条第二項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査  
(二) 第十九条第一項の規定による販売業者からの報告の徴収又は店

昭和53年2月7日 火曜日

- 五 消費生活用製品安全法施行令第十二条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安全法に基づく事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八十三条第一項の規定による特定製品の販売の業務の状況に関する報告の徴収
- (二) 第八十四条第一項の規定による特定製品の販売の業務の状況に係る報告の徴収
- (三) 第八十五条第一項の規定による特定製品の販売の業務を行つ者の事務所等の立入検査
- (四) 消費生活協同組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条第三項ただし書の規定による組合員以外の者に組合の事業を利用させることの許可
- (二) 第十二条第五項の規定による組合に対する措置の命令
- (三) 第二十六条第二項の規定による模範定款例の設定
- (四) 第九十三条の規定による組合の業務等の状況に関する報告の徴収
- (五) 第九十三条の二の規定による組合員等に関する報告の徴収
- (六) 第九十四条の規定による組合の業務又は会計の状況の検査
- 別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄中第十七号を第十八号として準用する場合を含む。の規定による診療報酬の支払の一時差止め第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
- 三 児童福祉法第二十一条の四第二項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払の一時差止め別表第三健康対策課の項課長専決事項の欄中第十四号を第十六号として準用する場合を含む。の規定による診療報酬の支払の一時差止め第三号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- 三 母子保健法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十条第一項の規定による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- (二) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定
- (三) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の三第四項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託
- (四) 第二十条第六項において準用する児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求又は診療録等の検査
- 別表第三健康対策課の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。選の取消し
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第二百四十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条又は第十三条に規定する健康診査の委託
- (二) 第二十条第五項の規定による養育医療を担当させる機関の指定

(五) 第二十一條第三項ただし書の規定による養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定  
 四 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による育成医療の給付又は育成医療に要する費用の支給

(二) 第二十一条の三第一項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定

(三) 第二十一条の三第四項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託

(四) 第二十一条の四第一項(第二十一条の九第九項において準用する場合を含む。)の規定による指定育成医療機関の管理者に対する報告の要求又は診療録等の検査

(五) 第二十一条の九第一項の規定による療育の給付

(六) 第五十六条第二項の規定による育成医療の給付等に要する費用の全部又は一部を負担することができないことの認定

(七) 第五十六条第三項の規定による育成医療の給付等に要する費用を支払うべきことの命令

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄中第十五号を削り、第十六

号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

別表第三石油対策室の項を削る。

別表第三農産園芸課の項中「農産園芸課」を「農蚕園芸課」に改め、同項部長専決事項の欄に次の四号を加える。

七 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)第十五条第四項の規定による生糸の売買若しくは仲立を業とする者又はその従業者の許可

八 蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条ノ十七の規定による生糸売買業許可の取消し

(二) 第四条の規定による器械玉糸製造業の許可

九 蚕糸業法施行令第五条ノ二の規定により知事の権限に属するものとされた蚕糸業法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十条の規定による蚕病の駆除又は予防上必要な命令

(二) 第十四条の規定による桑苗等の病虫害の駆除又は予防上必要な命令

(三) 第十九条の規定による蚕種製造業等の許可の取消し又は業務の制限若しくは停止

十 蚕糸業法施行規則(昭和二十年農林省令第三十一号)第六十九条の規定による蚕業取締事務成績等の報告

別表第三農産園芸課の項課長専決事項の欄に次の四号を加える。

八 蚕糸業法施行令第三条ノ五の規定による検定供用繩の抽出の指揮又は抽出若しくは抽出を実施すべき場所若しくは時間の指定

九 蚕糸業法施行令第五条ノ二の規定により知事の権限に属するものとされた蚕糸業法第四十四条の規定による業務等に関する報告の要求又は帳簿書類等の検査

十 蚕糸業法施行手続(昭和二十三年七月鳥取県規則第四十六号)第

十一条の規定による生糞売買業の許可証の再交付

十一 鳥取県生糞取扱規則(昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号)

第四条の二の規定による生糞取扱場所の設置の承認

別表第三蚕糞課の項を削る。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄中第五号及び第六号を削り、  
同項の次に下水道課の項として次のように加える。

下水道  
一 下水道法(昭和三十三年法律  
第七十九号)に基づく知事の権限に  
限に属する事務のうち次に掲げ  
るもの

下水道法に基づく知事の権限に  
属する事務のうち次に掲げるもの  
④ 第二十五条の十において準  
用する第十六条の規定による

流域下水道の施設に関する工  
事等の承認

② 第二十五条の二第四項(同条第  
六項において準用する場合を  
含む。)の規定による流域別  
下水道整備総合計画の決定に  
係る関係市町村の意見の聴取

② 第二十五条の十において準  
用する第十八条の規定による  
流域下水道の施設の損傷行為  
により必要を生じた工事の費  
用の負担の決定

③ 第二十五条の三第一項(同  
条第四項において準用する場  
合を含む。)の規定による流  
域下水道の事業計画の認可の  
申請

③ 第二十五条の十において準  
用する第二十三条の規定によ  
る流域下水道台帳の作成

(四) 第二十五条の三第二項(同  
条第四項において準用する場  
合を含む。)の規定による流  
域下水道の事業計画の決定に

(五) 第三十八条第三項の規定に  
するもの

係る関係市町村の意見の聴取  
する聽聞の実施

四 第二十五条の十において準  
用する第十五条の規定による  
兼用工作物の工事の施行等に  
ついての他の工作物の管理者  
との協議

四 第二十五条の十において準  
用する第十七条の規定による  
兼用工作物の管理費用の負担  
についての協議

四 第三十二条第九項(第三十  
八条第六項において準用する  
場合を含む。)の規定による  
土地の立入り等による損失の  
補償の協議

四 第三十八条第一項及び第二  
項の規定による承認の取消し  
若しくは条件の変更又は工事  
の中止等の命令

二 下水道法施行令(昭和三十四  
年政令第百四十七号)第二十五  
条第一項の規定により知事の権  
限に属するものとされた下水道  
法に基づく事務のうち次に掲げ

よる承認の取消し等の処分に  
する承認の取消し等の処分に

係る聽聞の実施

別表第三河港課の項中「河港課」を「河川課」に改め、同項部長専決事項の欄第五号から第七号までを削り、同欄第八号中「次に掲げるもの」の下に「(港湾課の分掌事務に係るもの)を除く。以下河川課の項部長専決事項の欄第六号、第十一号及び第十二号並びに同項課長専決事項の欄第五号、第九号及び第十号において同じ。」を加え、同号を同欄第五号とし、同欄中第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十一号の二を第九号とし、第十一号の三を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同項課長専決事項の欄中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、

- (一) 第四条第一項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可  
 (二) 第三十七条第一項の規定による公共下水道管理者に対する工事の中止、変更その他の必要な措置の命令  
 (三) 第三十七条第二項の規定による公共下水道管理者等に対する公共下水道等の改善の命令  
 (四) 第三十九条第一項の規定による公共下水道管理者等からの報告の徴収

第九号を第六号とし、第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十一号の二を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同項の次に港湾課の項として次のように加える。

- 港湾課  
 一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  
 (一) 第四条第五項の規定による港務局の設立の認可についての河川管理者等との協議  
 (二) 第三十七条第一項の規定による港湾区域内又は港湾隣接地域内における公共空地の占用の許可及び地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。  
 (三) 第三十七条第三項の規定による国等の行う水域又は公共空地の占用等についての国等との協議(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)  
 (四) 第四十一条の二第一項の規定による違反構築物の撤去等の命令  
 (五) 第五十五条の二の規定によ

- (四) 第四十条の二第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による違反構築物の撤去等の命令に係る聽聞の実施
- (五) 第四十二条第一項の規定による有害構築物の改築等の命令
- (六) 第四十三条の二の規定による他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担についての他の工作物の管理者との協議
- (七) 第四十六条第一項の規定による国が負担し、又は補助した港湾施設の譲渡等についての運輸大臣への認可の申請
- (八) 第五十二条第一項の規定による直轄港湾工事についての運輸大臣との協議
- (九) 第五十三条の規定による直轄港湾工事によって生じた土地等の譲受け
- (一) 第五十六条の四第一項の規定による工事その他の行為の

- 二 他人の土地への立ち入り
- 三 源区域の定めのない港湾における水域施設等の建設等の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- 四 港湾法施行令(昭和二十六年七月三日)の規定による港湾施設の使用又は工作物等の設置等の許可(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十八号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)
- 五 公有水面埋立法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第九号までに掲げるもの
- 六 公有水面埋立法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第十号に掲げるもの
- 七 中止の命令等(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十七号の規定による港湾法施行令(昭和二十六年七月三日)の規定による必要な措置の実施事務を除く。)
- 八 海岸法に基づく知事の権限に属する事務のうち河川課の項課長専決事項の欄第五号(三)から(九)までに掲げるもの
- 九 省港湾局長への送付

- (一) 第十四条の規定による護岸、提防等の指定
- (二) 第十五条第三号の規定による行為の指定
- 三 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条第二項の規定による使用料の減免
- (二) 第十一条第一項の規定による法令等の違反の場合における港湾施設の使用の許可の取消し等(地方機関等決裁規則

別表第二土木出張所長の項第  
二十八号(三)の規定により土木  
出張所長に委任された事務を  
除く。)

(二) 第十二条第一項の規定によ  
る港湾工事の施行等のための  
港湾施設の使用の許可の取消  
し等

規定期による原状回復の義務の  
免除の認定

(四) 第十三条第一項ただし書の  
規定期による原状回復の義務の  
免除の認定

四 海岸法に基づく知事の権限に  
属する事務のうち河川課の項部  
長専決事項の欄第五号四から六  
までに掲げるもの(港湾課の分  
掌事務に係るものに限る。以下  
港湾課の項部長専決事項の欄第  
五号から第七号まで及び課長專  
決事項の欄第四号から第六号ま  
でにおいて同じ。)

五 鳥取県海岸法施行細則に基づ  
く知事の権限に属する事務のう  
ち河川課の項部長専決事項の欄  
第六号に掲げるもの

六 公有水面埋立法に基づく知事

の権限に属する事務のうち河川  
課の項部長専決事項の欄第十一  
号に掲げるもの

七 公有水面埋立法施行令に基づ  
く知事の権限に属する事務のう  
ち河川課の項部長専決事項の欄  
第十二号に掲げるもの

八 鳥取県営鳥取空港の設置及び  
管理に関する条例(昭和四十二  
年七月鳥取県条例第二十四号)

第十八条の規定による着陸料等  
の减免(地方機関等決裁規則別  
表第二空港事務所長の項第十号

の規定により空港事務所長に委  
任された事務を除く。)

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第一号中「設計の変更」の下に  
「(當総課の分掌事務に係るものに除く。以下建築課の項部長専決事項  
の欄第二号から第六号まで及び課長専  
決事項の欄第一号から第六号まで  
において同じ。)」を加え、同欄第七号から第十号までを次のように改  
める。

七から十まで 削除

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十一号(一)中「第四条第六項」  
を「第四条第七項」に改め、同号(二)を次のように改める。

(二) 第四十八条の規定による用途地域内における建築物の建築の許

可

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十一号(三)中「第五十四条ただし書」を「第五十一条ただし書」に改め、同号(三)中「第八十四条第一項」を「第八十四条」に改め、同項課長専決事項の欄第六号の二を削り、同欄第七号(三)中「第五十二条第一項」を「第四十八条第九項」に改め、同号(四)を削り、同号(四)中「第五十七条第一項ただし書」を「第五十五条第二項」に、「こえて」を「超えて」に、「許可」を「許可又は承認」に改め、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)の次に次のように加える。

四 第五十二条第四項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限の緩和の許可

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第七号(四)中「第五十八条の二第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同号(七)中「第五十九条の二第四項」を「第五十九条の二第一項」に、「割合」を「割合等」に改め、同号(九)を削り、(八)を(九)とし、同欄第八号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(四)を(三)とし、同号(五)中「第一百二十九条の三第二項ただし書」を「第一百二十九条の三第一項ただし書」に改め、同号(五)を同号(四)とし、同号(六)中「認定」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十一号の二の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(六)を同号(五)とし、同欄第十一号の(三)中「場合の」の下に「従前の許可をした都道府県知事又は」を加え、同欄中第十三号及び第十三号の二を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を削る。

別表第三建築課の項の次に営繕課の項として次のように加える。

## 営繕課

一 工事費が二千万円以上請負契約の対象となる部分の設計金額（以下営繕課の項において「請負対象設計金額」という。）が一億円未満の営繕工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした営繕工事の設計の変更（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項において同

二 請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方針によることの決定

三 請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の営繕工事に係る請負契約の締結の決定

四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので建築課の項部長専決事項の欄第四号に掲げるもの

一 工事費が二千万円未満の営繕工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした営繕工事の設計の変更（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項において同

二 請負対象設計金額が二千万円未満の営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によるとの決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項において同

三 請負対象設計金額が二千万円未満の営繕工事に係る請負契約の締結の決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので建築課の項部長専決事項の欄第四号に掲げるもの

一 工事費が二千万円以上一億円未満の土地、水面等の測量及び調査で營

二 請負契約の対象となる部分の金額が二千万円以上一億円未満の土地、水面等の測量及び調査で營

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

六 契約の対象となる部分の金額  
が一千円以上一億円未満の設

うち當縫工事に係るもので建築  
課の項課長専決事項の欄第四号  
に掲げるもの

計又は監督で當縫工事に係るも

の委託の決定

七 他部局の所掌に係る當縫工事  
の受託の決定

五 契約の対象となる部分の金額  
が一千円未満の土地、水面等  
の測量及び調査で當縫工事に係  
るもののが執行（地方機関等決裁  
規則別表第一米子土木出張所長  
の項第六号の規定により米子土  
木出張所長に委任された事務を  
除く。）

六 契約の対象となる部分の金額  
が一千円未満の設計又は監督  
で當縫工事に係るもののが委託の  
決定（地方機関等決裁規則別表  
第二米子土木出張所長の項第七  
号の規定により米子土木出張所  
長に委任された事務を除く。）

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則  
第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二賀祥ダム建設事務所長の項に次の一号を加える。

十 不動産登記法に基づく不動産の登記